

さいたま市市営住宅入居者募集の案内

(空 家)

令和 6 年度の 4 月募集から、電子申請・届出サービスを活用した市営住宅入居申込を開始しています

○申込方法

【郵送申込み】

8 月 1 日 (木) ～ 8 月 31 日 (土)

8 月 31 日消印有効

【Web申込み】

8 月 1 日 (木) 午前 8:30～

8 月 31 日 (土) 午後 5:15 まで

Web申込み



○入居可能日

12 月 1 日 (日)

目 次

1	入居者募集のあらまし	1 ページ
2	申込方法等	4 ページ
3	申込資格	5 ページ
4	一次当選者の決定方法	13 ページ
5	現在の住居の状況申立書兼同意書等の送付	15 ページ
6	資格審査	16 ページ
7	入居説明会	18 ページ
8	抽せん会・資格審査会場案内図	19 ページ
9	市営住宅募集一覧	20 ページ

●さいたま市市営住宅の募集は年 3 回です。(募集月 / 4 月・8 月・12 月)

●この募集案内は手続が終了するまで大切に保管してください。

市営住宅とは

市営住宅は、住宅に困窮する低額所得者の方の居住を確保するために建設され、低廉な家賃で提供される公営住宅です。そのため、市営住宅は他の民間住宅とは異なり、いろいろな義務や制限が条例等で定められています。

入居中は、周りの入居者に配慮するとともに、ルールやマナーを守り、市営住宅の維持管理にご協力ください。

1 団地自治会活動等への参加や協力について

本市では、自治会への加入を推奨しています。

市営住宅の共用部の管理は、市または入居者で組織する自治会等の団体で行っています。自治会等で定めた（団地）住宅内のルールは遵守してください。

2 共益費（廊下灯・街路灯等の電気代、水道代等の費用）、自治会費や駐車場使用料について

市営住宅では、住宅の管理に必要な草刈りや清掃業務、共用部分の消耗品交換等は入居者皆さまで協力して行っており、管理に係る費用は、皆様に負担していただいています。自治会等が管理に要する費用を徴収している住宅については、自治会に加入していない場合も当該費用は負担していただく必要があります。（なお、共益費に係る業務の一部を自治会等に代わり市で行っている住宅もありますが、費用負担義務については同様です。）

また、住宅の使用料（家賃）以外に、駐車場を使用する場合は駐車場仕様契約が別途必要となります。（駐車場の使用料は契約された方のみ）

3 住宅使用料等の支払いについて

市営住宅及び駐車場の使用料は、口座振替、又は納付書によりお支払いいただけます。

使用料は滞りのないようお支払いください。滞納がある場合、延滞金徴収や入居者指導を行い、それでもなお支払わない場合には住宅の明渡しを請求する場合があります。

4 毎年の収入の申告や世帯員の変更に伴う手続きについて

市営住宅は、毎年度の使用料（家賃）を決定するため、年に1回収入申告書を提出していただきます。

また、同居者の変更などが生じた場合には、市役所への届出とは別に、各種手続きが必要なため、必ず埼玉県住宅供給公社へ連絡していただくこととしております。

なお、提出を求められた書類は期限を守って提出してください。

5 お部屋の設備について

市営住宅は民間賃貸住宅と異なり、最低限の設備のみ設置しています。また、入居前の修繕についても必要最低限の範囲で実施しており、床、壁、天井、木枠、建具等にキズや色染みなどが残っている場合があります。残っていたキズや色染みは、住宅の使用に支障のない場合そのままご使用いただきますので、あらかじめご理解の上、お申込み・入居いただくようお願いします。（入居許可日前にお部屋の内覧はできません。）

また、入居後、漏水等の修繕や、設備の点検・調査のために、お部屋への立入りにご協力いただく場合があります。

6 ペットの飼育について

市営住宅では犬、猫、鳥類その他の動物の飼育（一時預かりを含む）及び給餌を禁止しております。

記入例

様式第1号（第3条関係）（表）

令和6年8月募集用

市営住宅入居申込書

（宛先）

埼玉県住宅供給公社 理事長

令和6年8月2日

申込者 氏名 **さいたま太郎**

さいたま市市営住宅条例第9条第1項の規定により、次のとおり市営住宅への入居を申し込みます。
なお、この申込書を提出するに当たり、**申込資格（募集案内5・6ページ）**があることを誓約するとともに、次のことに同意します。
※(3) 入居資格の喪失についても確認してください。（募集案内4・5ページ）
1 この申込書の記載内容及び申込資格の有無について、埼玉県警察本部への照会など、必要に応じてさいたま市が調査すること。
2 この申込書に虚偽や事実と異なる記載がされている場合又は入居資格を満たしていると証明できない場合は、この申込を無効とされても異議を申し立てないこと。

住所	郵便番号	330-9588		電話番号	048-829-1521			
	※アパート名まで略さず記入してください。 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたまアパート101号室							
勤務先	名称	埼玉商事(株)		電話番号	048-829-2878			
	所在地	さいたま市浦和区仲町3-12-10						
入居しようとする者の氏名		続柄	性別	生年月日	年齢	障害の等級		
フリガナ	サイタマ タロウ	本人	男・女	S40年6月14日	59歳	有・無	身体	級
氏名	さいたま太郎						精神	級
フリガナ	サイタマ アヤコ	妻	男・女	S42年1月24日	57歳		療育	判定
氏名	さいたま綾子					身体	3 級	
フリガナ	サイタマ カズオ					精神	級	
氏名	さいたま一夫	子	男・女	H12年4月17日	24歳	療育	判定	
フリガナ	サイタマ エミコ					身体	級	
氏名	さいたま恵美子					精神	級	
フリガナ		男・女	男・女	年 月 日	歳	有・無	療育	判定
氏名							身体	級
フリガナ							精神	級
氏名		男・女	男・女	年 月 日	歳	有・無	療育	判定
フリガナ							身体	級
氏名							精神	級
フリガナ		男・女	男・女	年 月 日	歳	有・無	療育	判定
氏名							身体	級
フリガナ							精神	級
氏名		男・女	男・女	年 月 日	歳	有・無	療育	判定
フリガナ							身体	級
氏名							精神	級
世帯状況の申告（複数可） ※必ず裏面を確認してください。		1 高齢者	3 生活保護等	5 被爆者	7 ハンセン病			
		2 母子等	4 戦傷病者	6 引揚者	8 連続落選（5回）			
申込理由 （主なもののいずれか 一つに○を付けて ください。）	① 収入に比べて家賃が高い。 ② 立退きを求められている。 ③ 民間賃貸の入居を断られた。 ④ 人数に比べ部屋が狭い。 ⑤ 公害などにより周辺環境が悪い。 ⑥ 住宅の設備が不完全である。 ⑦ 住宅の老朽化が著しい。 ⑧ その他（ ）							
申込み 団地	種別	一般 一般（3人以上） 单身 特殊一般		団地名	大谷口細野団地		間取り	3DK

※注…申告内容に変更が生じた場合は、速やかに連絡をしてください。
申告に誤りがあった時や変更連絡がない時には、失格となる場合があります。

注1 「募集の案内」をよく読んでからご記入ください。
（申込書記入上の注意は4・5ページに記載してあります。）
注2 黒または青のインクか、ボールペンでご記入ください。
注3 記入漏れなどがありますと受付できないことがありますので、
ご記入後は再度確認してください。
注4 入居申込に係る審査及び家賃決定を行うために必要な情報となりますので、記載漏れのないようにご記入ください。

抽せん番号（記入不要）

--	--	--

世帯状況の申告について

「市営住宅入居申込書」の世帯状況の申告欄については、下表を確認し、該当される場合は表面の申告欄の番号に○印をつけてください。

なお、この申告により、当選確率が優遇される場合もありますので、よく確認し、間違いのないように十分注意してください。（申告に誤りがあった場合は、失格となる場合があります。）

世帯状況区分	該 当 世 帯
高齢者 （単身世帯 は除く）	次に掲げるいずれかに該当する方のみと同居する、60歳以上の方の世帯（単身世帯と高齢者対応住宅及び高齢者世話付住宅申込みは除く） ア 配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係にある者、その他婚姻の予約者を含む。）又はパートナーシップ関係の相手方 イ 18歳未満の親族等 ウ 60歳以上の親族等 エ 1級～4級の身体障害者手帳等の交付を受けている親族等 オ 1級又は2級の精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けている親族等 カ ④、A 又は B の、療育手帳の交付を受けている親族等
母子等	配偶者又はパートナーシップ関係の相手方のない者で、現に20歳未満の児童を扶養している世帯（別居、離婚調停中、又は婚約者や内縁関係、パートナーシップ関係の相手方がいる方は該当しません）
生活保護等	生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付を含む。）の受給者を含む世帯
戦傷病者	戦傷病者手帳（障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで、又は同法別表第1号表ノ3の第1款症であるもの）の交付を受けている方を含む世帯
被爆者	被爆者健康手帳の交付を受けている方を含む世帯
引揚者	新たに海外から引き揚げた者で、知事の指定を受けた方を含む世帯（日本上陸後5年以内で、引揚証明書の交付を受けている引揚者本人が申し込み、又は、同居する場合）
ハンセン病	ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定する国内ハンセン病療養所又は国外ハンセン病療養所に入所していた方を含む世帯
連続落選 （5回）	前回の募集を含め連続して5回、同一世帯、同一名義人でさいたま市市営住宅に入居申込みをし、入居することができない世帯。ただし、 当選後の辞退等 、自己の責めに帰すべき理由により入居できない世帯を除く。 （注）連続落選したことが分かる通知書又は、補欠となったが入居できなかった際の補欠順位の 通知書 により連続落選が確認できない場合は、この優遇措置は受けられません。
※連続落選について 今回の募集における連続落選の対象は、 令和4年12月、令和5年4月、8月、12月、令和6年4月 募集の連続5回申込みをされた方となりますので注意してください。	

※母子等について
配偶者があるにもかかわらず配偶者を除いて申し込まれる方のうち、児童扶養手当を受給されている方は「母子等」に該当しますが、その他の事情で配偶者を除いて入居を申し込まれる方は「母子等」に該当しませんのでご注意ください。

この募集回で辞退・失格をした方は連続落選にはなりません

1 入居者募集のあらまし

申込みから入居まで

申込資格を確認する

市営住宅を申し込むためには一定の資格が必要です。
募集案内の 5 ページから記載されている「申込資格」欄で確認してください。



郵送申込み

- ・募集案内の先頭ページにある「入居申込書」と「はがき類」を切りとり、必要事項を記入して、青色の専用封筒に入れて郵送してください。
- ・記入漏れ、書類不足、誤記入及び読みとれない部分等があると受付できません。
- ・資格等を誤って申告されますと失格となりますので十分ご注意ください。
※同一世帯で 2 通以上の申込みは失格となります。

web 申込み

- ・8 月 31 日午後 5:15 までに、さいたま市のホームページ「市営住宅募集案内」から、又は、以下の 2 次元コードから電子申請・届出サービスにアクセスし、利用者登録後、市営住宅募集のページの指定フォームから申し込みをしてください。



申込書の郵送

- ・8 月 31 日までの消印があるものが有効です。
- ・9 月 1 日以降の消印である場合、返送用の封筒に切手の添付がない場合又は料金が不足している場合は、返却させていただきます。
※申込書以外の書類は同封しないでください。

受付状況の確認

- ・受付状況は、電子申請・届出サービスの申し込み状況欄でいつでも確認ができます。
(申込・受付中・受理・差戻し)



受取票の受領

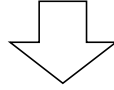
- ・入居申込みの受付後、受付番号を記載した「さいたま市市営住宅入居申込受取票」を送付します。申込内容に関する問い合わせの際は、受付番号を確認の上、ご連絡ください。
- ・切手の添付がない場合は返送できませんので、必ず 63 円切手を貼ってください。

整理番号の受領

- ・電子申請・届出サービスで申込みを完了すると、自動的に整理番号が振られます。整理番号は、受付状況の確認画面から確認することができます。
お問い合わせの際は、整理番号を確認の上、ご連絡ください。

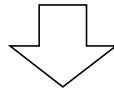


抽せん番号通知書の受領（9 月 11 日頃公社から発送）



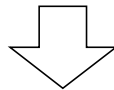
公開抽せん（9月18日10:00～）

入居希望者が募集戸数を超えた場合、募集戸数の1.5倍の当選者数を抽出する抽せんです。抽せんは、申込者本人が番号を引くものではありませんので、抽せん会を欠席されても結果には影響ありません。（募集戸数が4戸以下の住宅の当選者数は、募集戸数に3を加えた数とします。）



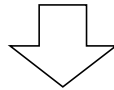
抽せん結果通知書の受領（9月20日頃公社から発送）

申込者全員に、「さいたま市営住宅抽せん結果通知書」を郵送いたします。
なお、落選された方は、「さいたま市営住宅抽せん結果通知書」を2年間保存してください。



現在の住居の状況申立書兼同意書等の送付

一次当選された方に「現在の住居の状況申立書兼同意書」等を送付します。募集案内15ページをご参照のうえ、必要な書類とともに専用封筒（後日送付）にて、期日までに郵送してください。



資格審査（10月上旬頃）

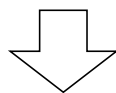
公開抽せんの結果、一次当選された方は入居資格の審査を受けていただきます。入居資格審査は、書類によって行いますので、不足書類があると、審査が行えません。

また、審査に必要な書類は、申込者によってそれぞれ異なります。この案内の16・17・18ページを確認のうえ、ご用意ください。

なお、資格審査の日時・会場は16・19ページに記載してあります。

（注）一次当選された方全員が入居できるわけではありませんのでご注意ください。

資格審査により、「入居予定者」と「補欠者」を決定します。



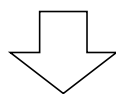
入居決定通知（11月上旬頃公社から発送）

資格審査の結果、入居予定者となられた方に「市営住宅入居決定通知書」と入居手続きに必要な書類等を送付し、入居説明会開催の通知をいたします。

また、補欠となられた方は、補欠順位の通知を送付いたします。

※入居に必要な手続き

- （1）入居前に敷金（決定家賃の3ヶ月分）を納入していただきます。
- （2）入居には、緊急連絡先となる方が1名が必要です。



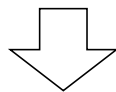
入居説明会（11月下旬頃）

入居予定者に対し、入居説明会を開催いたします。

入居説明会では、入居に係る諸手続等の確認もいたしますので、次の書類をご持参のうえ必ず出席してください。

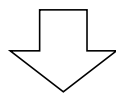
市営住宅入居請書、敷金（家賃の3ヶ月分）を納入した敷金納入領収書の写し、その他指定された書類

（注）無断で欠席されますと、失格となります。



入居の承認

「市営住宅入居許可書」を発行し、入居を承認いたします。



入 居

入居許可日 令和6年12月1日

- （注）（1）入居は、入居許可日から15日以内に入居していただきます。
- （2）家賃は、入居許可日から発生します。引っ越した日からではありませんので、ご注意ください。また、入居後は毎年収入申告をしていただき、その結果に基づき家賃を決定します。
- （3）市営住宅は共同住宅ですので、住みよい生活を送るためには、入居者の皆さんにご協力していただかなければならないことが多くあります。このことから、団地の自治会等が大変重要となりますので、入居者の皆さん全員に自治会等への加入をお願いしております。また、自治会等又は市で決定した共益費（共用部分の電気料金等）を必ず、期限までに団地自治会等又は市にお支払ください。

2 申込方法等

(1) 申込み期間

令和6年8月1日(木) から 8月31日(土) [31日の消印有効]

(2) 申込み方法

次に示した書類のみを、下記あて専用の封筒（青色）で 84 円切手貼付の上、郵送してください。（封筒に切手の貼付けがない場合は、受取りはせず、返却させていただきます。）

なお、「さいたま市市営住宅入居申込受取票」には、切手（63 円）を必ず貼り、〒・住所・氏名を記入してください。

必要書類（※入居申込書など必要書類はこの募集案内の先頭のページにつづってあります）

ア「市営住宅入居申込書」

イ「さいたま市市営住宅入居申込受取票」（はがき）

ウ「同意書（裏面：市営住宅のルールについて）」

送付先 〒 330-8516

さいたま市浦和区仲町 3-12-10

埼玉県住宅供給公社 市町村営住宅課

電話 048 (829) 2878

※土・日・祝日は、休業日です。

(3) 申込上の注意

(1) 申込資格の確認

市営住宅を申込みするためには一定の資格が必要です。5・6 ページの申込資格を確認してから申し込んでください。

(2) 申込書記入上の注意

ア 申込書の日付は、申込書等を郵送される日を記入してください。

イ 申込書は住宅名義人が記入し、申込者氏名は住宅名義人の氏名を記入してください。

ウ 住所は番地まで正しく記入し、アパート、借間等の場合は、〇〇アパート〇号室、〇〇様方まで記入してください。

エ 入居しようとする方の氏名には、入居しようとする世帯全員の氏名、フリガナを記入し、続柄、生年月日、年齢をそれぞれ記入のうえ、性別に〇印をつけてください。

オ 身体、精神、知的障害に該当される方は、障害の等級欄の「有」に〇印をつけ、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳等で確認のうえ障害の等級を記入してください。また、該当されない方は「無」に〇印をつけてください。なお、「有」「無」とも〇印の無い場合、障害の等級の記入が無い場合は「無」とみなします。

カ 世帯状況の申込欄は、市営住宅入居申込書の裏面を確認し、該当する項目があれば、番号に〇印をつけてください。なお、誤って〇印をつけられた場合は失格となる場合がありますので、十分ご注意ください。

キ 申込み団地については、20・21 ページに記載してある市営住宅募集一覧を確認のうえ、申込み団地を 1 つ選び間違いの無いように記入してください。

(3) 入居資格の喪失

次のような場合は、入居決定後でも失格となります。

ア 申込み内容が虚偽や真実と異なる記載であること、また、入居資格を偽って申込みした

ことが明らかになったとき。

イ 同一世帯 2 通以上の申込みをしたとき。

ウ 資格審査において、必要書類を指定された期日までに提出しなかったとき。

エ 入居決定通知を受け、決められた日までに入居の手続を行わなかったとき。

オ 申込書に記載した家族が、入居できなくなったとき。

カ 入居説明会を無断で欠席したとき。

キ 申込み後に申込み内容に変更があったにも関わらず、埼玉県住宅供給公社 市町村営住宅課に速やかに連絡をしなかったとき、また、それによって通知等が到達しないとき。

ク 申込者又は同居親族が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第 2 条第 6 号に規定する暴力団員であることが判明したとき。

3 申 込 資 格

(1) **共通要件**（单身住宅、高齢者対応住宅、高齢者世話付き住宅（世帯向け・单身）、車イス住宅（一般・单身）に申込みされる方は、12 ページの要件もご確認ください。）

申込みできる方（外国人にあっては、申込者及び同居親族の全てが在留資格のある方）は、次のアからカまで（单身住宅に申込みされる方はイからカ）のすべての要件を備えていることが必要です。

※「子ども・被災者支援法」に基づく居住実績証明書をお持ちの方は、入居要件等が異なる場合がございますので、事前にご連絡のうえご相談ください。

ア 現に同居しているか、又は同居しようとする親族（3 親等以内。事実上婚姻関係^(*)にある方及び、婚約者^(*)を含む。）又は児童福祉法上の規定により里親に委託されている児童^(*)、若しくはパートナーシップ関係^(*)の相手方があること。ただし、両親がありながら片方の親との申込み（DV 被害者の世帯を除く）、兄弟姉妹だけの申込み、祖父母と孫だけの申込みなどの不自然な状況の申込みについては入居できない場合があります。

※事実上婚姻関係とは、戸籍上の配偶者がなく、申込み締切日までに住民票で「未届の妻」又は「未届の夫」であることが確認できる場合をいいます。

※婚約者としての申込みは、入居許可日の前日までに婚姻し、かつ兩人とも同時に入居することが可能な場合において認められます。

※里親に委託されている児童（里子）を含めた世帯で申込みの場合は、申込み締切日までに児童の委託を受けており、その児童の入居を前提としていることが条件となります。

※パートナーシップ関係の世帯で申込みの場合は、申込み締切日までにさいたま市又はさいたま市とパートナーシップ宣誓制度に係る自治体間協定を結んだ自治体のパートナーシップ宣誓制度で宣誓書を提出していることが条件となります。

※離婚が成立していないが事実上婚姻関係が解消した世帯で申込みの場合は、配偶者と住民票で 1 年以上別居が確認できるか、家庭裁判所に離婚の調停を申立てていることが条件となります。

イ さいたま市内に住所又は勤務場所を有している成人で、地方税（個人住民税及び国民健康保険税）を滞納していないこと。

ウ 地方公共団体、独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社が整備する賃貸住宅の家賃もしくは損害賠償金を滞納していないこと。

エ 申込者又は同居親族が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でないこと。

オ 現に申込者及び同居親族が住宅に困窮していることが明らかなこと。ただし、

自己名義の住宅を所有している方（共同名義を含む）や公営住宅に居住している方は申込みができません。

例外として、公営住宅の入居者が次の①～⑥に該当する場合は申込みができます。

① 住生活基本計画に定める、最低居住面積水準以下の住宅に入居している場合

最低居住面積水準とは

※ 世帯人数に対する住戸専用面積（壁芯）

- 単 身 者 世 帯 25㎡
- 2人以上の世帯 $10\text{㎡} \times \text{世帯人数} + 10\text{㎡}$
 - ① 上記の式における世帯人数は、3歳未満の者は0.25人、3歳以上6歳未満の者は0.5人、6歳以上10歳未満の者は0.75人として算定する。ただし、これらにより算定された世帯人数が2人に満たない場合は2人とする。
 - ② 世帯人数(①の適用がある場合には適用後の世帯人数)が4人を超える場合は、上記の面積から5%を控除する。

- ② 現に入居している同居者が、世帯分離等により入居申込みをする場合
- ③ 現に入居している住宅の除去が決定されている場合
- ④ 身体上の機能障害により、下層階の住宅に入居申込みをする場合
- ⑤ 一般世帯向住宅に入居している方が、特定用途住宅申込みの資格を備え、当該住宅に入居申込みをする場合
- ⑥ 特定用途住宅に入居している方が、入居後特定用途住宅の入居資格を欠くに至ったことにより、一般世帯向住宅に入居申込みをする場合

カ 入居しようとする世帯全員の収入の総額が、次の表1にある収入基準の範囲内にあること。
(収入基準及び収入の計算方法は、7ページ～11ページを参照してください。)

(表1)

申 込 み 範 囲	※1収入月額（氷川住宅以外）	※1収入月額（氷川住宅に申込み場合）
一 般 の 申 込 み の 方	158,000 円以下	114,000 円以下
高齢者・障害者世帯等の申込みの方※2	214,000 円以下	139,000 円以下

※1 収入月額とは、世帯全員の年間収入金額から所得控除、親族控除、特別控除などを差し引き、残った額を12（12ヶ月）で割った額のこと

※2 高齢者・障害者世帯等の申込みの方とは、住宅名義人もしくは同居者の中に下記a～jに該当する方がいる場合の世帯を指します。

- a 1級～4級の身体障害者手帳等の交付を受けている方
- b 1級又は2級の精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けている方
- c ①、A又はBの療育手帳等の交付を受けている方
- d 戦傷病者手帳（障害の程度が恩給法別表第1号の表ノ2の特別項症から第6項症まで、又は同法別表第1号表ノ3の第1款症であるもの）の交付を受けている方
- e 厚生労働大臣の認定を受けている被爆者
- f 新たに海外から引き揚げた方で、知事の指定を受けた方（日本上陸後5年以内の方で、引揚証明書の交付を受けている引揚者本人が申込み、又は同居する場合）
- g 60歳以上の方（入居許可日の前日時点）で、かつ、同居者のいずれも60歳以上（入居許可日の前日時点）、または、18歳未満（入居許可日の前日時点）の方である場合
- h ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等
- i 同居者に小学校就学前の者がいる方
- j 単身住宅へ申込み60歳以上の方（入居許可日の前日時点に60歳になっていること）

収入月額の計算方法

市営住宅入居収入基準は、入居予定者全員の収入をもとに以下の計算の手順で算出します。

- 原則 -

収入基準を算出するにあたり使用する収入は、令和5年 1 年間の収入です。
ただし、令和5年1月2日以降に就職・転職等があった場合、令和5年から新たに事業を開始された方などは、現在の職における推定の年間収入を算出し、用いることとします。
なお、令和5年1月2日以降に退職・事業の廃止などにより無収入となり、現在においても無職である場合には、収入が無いものとみなし、計算に加えないこととします。

Step 1 収入がある人の年間所得金額を個別に算出する。

1. 給与所得者の場合

※ 令和5年1月1日以前から継続して同一の職に就いている場合は、令和5年分給与の源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」が年間総所得金額となります。
ただし、令和5年1月2日以降に就職・転職された方は、次の計算式を用いて推定年間総収入金額を算出した後、計算を進めてください。

$$\frac{\text{勤続間の総収入金額} - \text{支払済賞与額}}{\text{勤続月数}} \times 12\text{か月} + \text{賞与額 (未払いの場合は推定額)}$$

◎月の途中で就職・転職した場合は、その月に得た収入額は除いて計算して下さい。

年間総所得金額の計算方法

ア 年間総収入金額（推定年間総収入金額）の端数整理をする。

年間総収入金額の範囲	端数整理の方法・結果
1,618,999円以下	端数整理しない。
1,619,000円～1,619,999円	1,619,000円
1,620,000円～1,621,999円	1,620,000円
1,622,000円～1,623,999円	1,622,000円
1,624,000円～6,599,999円	金額を4,000で除して小数点以下を切り捨て、これに4,000を乗じる。 (例) 2,131,987円÷4,000＝532円9967→532円 532円×4,000＝2,128,000円
6,600,000円以上	端数整理しない。



イ 年間総所得金額を算出する。

端数整理後の年間収入金額	年間総所得金額の計算方法（円）…A
～ 550,999 円	年間所得金額は 0
551,000 円～ 1,618,999 円	端数整理後の年間収入金額－550,000
1,619,000 円～ 1,619,999 円	1,069,000 円
1,620,000 円～ 1,621,999 円	1,070,000 円
1,622,000 円～ 1,623,999 円	1,072,000 円
1,624,000 円～ 1,627,999 円	1,074,000 円
1,628,000 円～ 1,799,999 円	端数整理後の年間収入金額 × 0.6 + 100,000 円
1,800,000 円～ 3,599,999 円	端数整理後の年間収入金額 × 0.7 – 80,000 円
3,600,000 円～ 6,599,999 円	端数整理後の年間収入金額 × 0.8 – 440,000 円
6,600,000 円～ 8,499,999 円	端数整理後の年間収入金額 × 0.9 – 1,100,000 円
8,500,000 円～	端数整理後の年間収入金額 – 1,950,000 円

※所得金額調整控除

給与所得と公的年金等の雑所得がある場合で、給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等の雑所得の金額の合計が10万円を超える場合は、給与所得控除後の金額から最高で10万円を差し引いた額が給与所得金額となります。給与所得控除後の金額が10万円未満の場合はその金額を差引きます。

年間総所得金額

円



2. 事業所得者の場合

※ 令和5年1月1日以前から継続して同一の事業を続けている場合は、令和5年分確定申告の「所得金額の合計」が年間総所得金額となります。

ただし、令和5年1月2日以降に事業を開始された方は、次の計算式を用いて推定年間総所得金額を算出してください。

$$\frac{\text{事業により得た収入金額} - \text{必要経費}}{\text{事業を営んだ月数}} \times 12 \text{ か月}$$

◎月の途中で事業を開始した場合は、その月に得た所得額は除いて計算してください。

年間総所得金額の計算方法

年間総収入金額	－	税法上認められた必要経費	=	年間総所得金額 円
---------	---	--------------	---	--------------

3. 年金所得者の場合

※ 令和5年1月1日以前から年金を受給している場合は、令和5年分年金の源泉徴収票の「支払金額」が年間総収入金額となります。年間総収入金額を次の表にあてはめて、金額を算出してください。

ただし、令和5年1月以降に新たに年金の受給を開始された場合は、年金証書の年金額を使用して、年間総所得金額を算出してください。

年間総所得金額の計算方法

受給者の年齢	年 金 額	年間総所得金額の計算…A
65歳以上の方	1,100,000円以下	所得は0
	1,100,001円～3,299,999円	(その年の年金額)－1,100,000円
	3,300,000円～4,099,999円	(その年の年金額)×0.75－275,000円
	4,100,000円～7,699,999円	(その年の年金額)×0.85－685,000円
	7,700,000円～9,999,999円	(その年の年金額)×0.95－1,455,000円
	10,000,000円～	(その年の年金額)－1,955,000円(上限)
65歳未満の方	600,000円以下	所得は0
	600,001円～1,299,999円	(その年の年金額)－600,000円
	1,300,000円～4,099,999円	(その年の年金額)×0.75－275,000円
	4,100,000円～7,699,999円	(その年の年金額)×0.85－685,000円
	7,700,000円～9,999,999円	(その年の年金額)×0.95－1,455,000円
	10,000,000円～	(その年の年金額)－1,955,000円(上限)

年間総所得金額

円

(注意)

生活保護扶助費、失業給付金、労災保険給付金、遺族・障害年金、仕送りなどは、申込み資格の所得とはなりません。

Step 2 年間総所得金額を合計する。

収入のある方が複数いる場合は、算出した年間総所得金額を足し合わせ、合計年間総所得金額を算出する。

年間総所得金額 (A)	+	年間総所得金額 (B)	+	年間総所得金額 (C)	+	...	=	合計年間総所得金額
円		円		円				円

Step 3 控除できる金額を確認する。

次の表の該当する項目の控除を算出する。

控除種別	控 除 対 象 者	控 除 額
給 与 所 得 等 控 除	申込者本人又は同居親族に給与所得又は公的年金等に係る雑所得を有する方	100,000円× 人 = 円 (合計額が10万円未満の場合は当該所得金額)
同 居 ・ 扶 養 控 除	申込み本人を除く、同居（又は同居しようとする）親族及び遠隔地扶養親族	380,000円× 人 = 円
特定扶養親族 控 除	扶養親族のうち年齢16歳以上で23歳未満の人	250,000円× 人 = 円
老人扶養親族 割 増 控 除	扶養親族のうち年齢70歳以上の人	100,000円× 人 = 円
老人控除対象 配 偶 者 控 除	控除対象配偶者が年齢70歳以上の人	
障 害 者 控 除	申込み本人、同居親族及び同居しない扶養親族のうち (1) 児童相談所などから中度・軽度の知的障害者と判定された人 (2) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人で2・3級の人 (3) 身体障害者手帳の交付を受けている人で3級～6級の人 (4) 戦傷病者手帳の交付を受けている人で第四項症から第六項症までまたは第一款症から第五款症まで (5) 年齢65歳以上で障害の程度が(1)(3)と同程度であることの福祉事務所の認定書を交付されている人	270,000円× 人 = 円
特 別 障 害 者 控 除	申込み本人、同居親族及び同居しない扶養親族のうち (1) 精神上的の障害により事理を弁識する能力を欠く状況にある者 (2) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人で1級の人 (3) 児童相談所などから重度の知的障害と判定された人 (4) 身体障害者手帳の交付を受けている人で1・2級の人 (5) 戦傷病者手帳の交付を受けている人で、特別項症から第3項症までの人 (6) 原子爆弾被爆者のうち厚生労働大臣の認定を受けている人	400,000円× 人 = 円

控除種別	控 除 対 象 者	控 除 額
特 別 障 害 者 控 除	(7) 年齢65歳以上で障害の程度が(1)(3)(4)と同程度であることの福祉事務所の認定書を交付されている人 (8) 常に就床を要し複雑な介護を要する人	400,000円 × 人 = 円
寡 婦 控 除	所得者本人が夫と離婚してから婚姻をしていない人で扶養親族がいる人、夫と死別した後婚姻をしていない人又は夫の生死が明らかでない人のうち、次の三つの要件の全てにあてはまる人 (1)ひとり親に該当しないこと (2)合計所得金額が500万円以下であること (3)所得者本人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいないこと	270,000円 × 人 = 円 (所得が27万円未満の場合は当該所得額)
ひとり親控除	所得者本人で、婚姻していないこと又は配偶者の生死が明らかでない人のうち、次の三つの要件の全てにあてはまる方 (1)所得者本人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいないこと (2)生計を一にする子（所得が48万円以下で、他の人の控除対象配偶者又は扶養親族ではない人）がいること (3)合計所得金額が500万円以下であること	350,000円 × 人 = 円 (所得が35万円未満の場合は当該所得額)

控除金額合計

円

※控除の内容については、法令改正により変更される可能性があります。変更された場合、追加で書類を提出していただくことがあります。

Step 4 収入月額を算出する。

先に求めた合計年間総所得金額から控除金額を差引き12で除して収入月額を算出する。

$$\left(\begin{array}{|c|} \hline \text{合計年間総所得金額} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{控除金額合計} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} \right) \div 12 = \begin{array}{|c|} \hline \text{収入月額} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array}$$

Step 5 入居資格を確認する。

算出した収入月額が、収入基準に該当するか確認してください。

申 込 み 範 囲	収入月額(氷川住宅以外)	収入月額(氷川住宅に申込み場合)
一 般 の 申 込 み の 方	158,000円以下	114,000円以下
高齢者・障害者世帯等の申込みの方※	214,000円以下	139,000円以下

※高齢者・障害者世帯等については、6 ページをご確認ください。

収入月額算出の計算例（参考にしてください）

市営住宅入居申込書記入例にある家族構成で、夫の年間給与総収入額が5,259,500円、妻の年間給与総収入額が1,234,555円、子供2人には収入が無い場合

※中途就職の場合は、推定年間総収入金額を算出してから、計算を進めてください。

Step 1 家族全員の市営住宅入居判定用所得金額を算出する。

夫の所得計算

(1) 端数整理をする

$$5,259,500円 \div 4,000 = 1,314.875 \rightarrow 1,314 \quad 1,314 \times 4,000 = 5,256,000円$$

(2) 所得金額を算出する

$$5,256,000 \times 0.8 - 440,000 = 3,764,800円 \text{（年間総所得金額）}$$

妻の所得計算

端数整理はしないで、所得金額を算出する。(1,618,999円以下のため)

$$1,234,555円 - 550,000 = 684,555円 \text{（年間総所得金額）}$$

Step 2 市営住宅入居判定用所得金額を合計する。

$$3,764,800円 + 684,555円 = (a) 4,449,355円 \text{（合計年間総所得金額）}$$

Step 3 控除金額を計算する。

$$\text{給与等所得控除} \quad 100,000円 \times 2人 = 200,000円$$

$$\text{同居・扶養控除} \quad 380,000円 \times 3人 = 1,140,000円$$

$$\text{障害者控除} \quad 270,000円 \times 1人 = 270,000円$$

$$\text{特定扶養親族控除} \quad 250,000円 \times 2人 = 500,000円$$

$$200,000円 + 1,140,000円 + 270,000円 + 500,000円 = (b) 2,110,000円 \text{（控除金額合計）}$$

Step 4 収入月額を算出する。

$$\{(a) 4,449,355円 - (b) 2,110,000円\} \div 12 = \underline{\underline{194,946円}} \text{（収入月額）}$$

Step 5 入居資格を確認する。

この計算例の場合、申込者世帯が6ページに記載してある「高齢者・障害者世帯等の申込みの方」に該当し、世帯の収入月額が基準の収入月額（214,000円以下）の範囲内でありますので、申込資格に該当することとなります。

ただし、氷川住宅に申込み場合の基準収入月額（139,000円以下）の範囲外となりますので、氷川住宅へは申込みできません。

(2) 住宅の種類による要件

次の住宅は、5 ページ 3 申込資格(1)共通要件のほか、下のア～エの要件が必要となります。

ア 単身住宅 ※単身車イス住宅に申込み方はアとエの両方に該当すること

配偶者がいない(事実上婚姻関係・パートナーシップ関係が解消している場合を含む)方で、次のいずれかに該当する方。

ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができない、又は受けることが困難であると認められる方を除く。

- (ア) 60 歳以上(入居許可日の前日時点)の方であること。
- (イ) 1 級～4 級の身体障害者手帳の交付を受けていること。
- (ロ) 戦傷病者手帳等(障害の程度が恩給法別表第 1 号表ノ 2 の特別項症から第 6 項症まで、又は同法別表第 1 号表ノ 3 の第 1 款症であるもの)の交付を受けていること。
- (ハ) 厚生労働大臣の許可を受けている被爆者であること。
- (ニ) 生活保護受給者であること。
- (ホ) 本邦に引き揚げた日から起算して 5 年を経過していない引揚者であること。
- (ヘ) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成 13 年法律第 63 号)第 2 条に規定する国内ハンセン病療養所又は国外ハンセン病療養所入所者等であること。
- (セ) 精神障害者(精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けている方)、知的障害者(療育手帳等の交付を受けている方)の方。
- (ソ) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第 1 条第 2 項に規定する被害者で次のいずれかに該当する方
 - ・ 配偶者暴力相談支援センターでの保護終了後から 5 年を経過していない方
 - ・ 婦人保護施設での保護終了後から 5 年を経過していない方
 - ・ 裁判所が決定した保護命令が効力を生じた日から 5 年を経過していない方
- (タ) 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 6 条第 1 項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第 30 号)第 14 条第 1 項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成 19 年法律第 127 号)附則第 4 条第 1 項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成 25 年法律第 106 号)附則第 2 条第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 14 条第 1 項に規定する支援給付を含む。)の受給者を含む世帯

イ 高齢者対応住宅

60 歳以上(入居許可日の前日時点)の高齢者夫婦のみであること。

※どちらか一方が 60 歳未満の場合は、申込みができません。

ウ 高齢者世話付き(世帯向け・単身)住宅(シルバーハウジング)

世帯向けは(ア)から(ウ)、単身は(エ)に該当し、独立して生活するには不安があると認められるが、自炊が可能な程度の健康状態で重度の介護を必要としない者

- (ア) 65 歳以上(入居許可日の前日時点)の方のみの世帯
- (イ) 65 歳以上(入居許可日の前日時点)の方で、その配偶者が 60 歳以上(入居許可日の前日時点)の夫婦世帯
- (ウ) 65 歳以上(入居許可日の前日時点)の方と障害者手帳(身体 1～4 級)を持っている方のみの世帯
- (エ) 65 歳以上(入居許可日の前日時点)の単身者

※ 65 歳以上の高齢者向け住宅として、住宅内の設備は床の段差解消、手すりの設置、緊急通報システムの導入など、高齢者に配慮した設備を設けるとともに、生活相談室、団らん室等、入居者の利便施設を設置しています。さらに、入居者の安否確認や緊急時の対応、関係機関への連絡、生活相談などのサービスを提供するため、生活援助員を派遣し、入居者が自立して安心かつ快適な生活を送れるよう、生活の手助けをするものです。

なお、この住宅に入居される方は、家賃や共益費とは別に前年の所得税額に応じた生活援助員派遣に要する費用(月額 0 円～4,900 円)を負担していただきます。

エ 車イス住宅(一般・単身) ※手帳の保有者と車イス使用者が同一者であること

※単身車イス住宅に申し込む方はアとエの両方に該当すること

申込者又は同居しようとする親族等が次のいずれかに該当し、かつ日常車イスを使用していること。

- (ア) 1 級～4 級の身体障害者手帳の交付を受けている方
- (イ) 戦傷病者手帳(障害の程度が恩給法別表第 1 号表ノ 2 の特別項症から第 6 項症まで、又は同法別表第 1 号表ノ 3 の第 1 款症である方)の交付を受けていること。

4 一次当選者の決定方法

(1) さいたま市市営住宅入居者申込受取票の受領

申込みをされた方には、「さいたま市市営住宅入居申込受取票」を郵送いたします。

(2) 抽せん番号等通知書の受領

申込み締切り後、受理した申込者全員に「さいたま市市営住宅入居申込抽せん番号等通知書」を郵送いたします。

(3) 公開抽せん

申込者の数が募集戸数を超える場合は、抽せんにより募集戸数の 1.5 倍（募集戸数が 4 戸以下の住宅については、募集戸数に 3 を加えた数）に相当する一次当選者を抽出いたします。

なお、申込者が募集戸数を下回った場合は、原則として申込者全員を一次当選者としします。

(注) 一次当選となられた方の中から、資格審査により入居予定者と補欠者を決定することとなります。したがって、一次当選者全員が入居予定者ではありませんので注意してください。

抽 せん 会 日 時	令和 6 年 9 月 18 日（水）午前 10 時から
------------	-----------------------------

抽 せん 会 場	埼玉県住宅供給公社 4 階会議室 (場所についてはこの冊子の 19 ページをご覧ください。)
----------	---

(4) さいたま市市営住宅抽せん結果通知書の送付

申込みをされた方には、「さいたま市市営住宅抽せん結果通知書」を郵送いたします。

なお、抽せん結果は、抽せん日の午後 5 時までは、当公社ホームページに掲載します。

(発送予定日) 公開抽せんが終了してから 5 日以内（休日は除く）

(注) 公開抽せん日以降 1 週間以上たっても「さいたま市市営住宅抽せん結果通知書」が郵送されない場合には、埼玉県住宅供給公社 市町村営住宅課まで必ずお問い合わせください。

(5) 抽せんにおける優遇制度について

次頁に該当する世帯については、抽せんにおける当選確率を高めるために優遇する制度を設けております。

その優遇方法は、本来 1 世帯に 1 つの抽せん番号を付与いたしますが、次頁表のうち、世帯状況による優遇（申込締切日時点）に 1 つ以上該当する世帯においては、抽せん番号を 1 つ加えて合計 2 つ付与します。また、連続落選に該当する世帯には、抽せん番号をさらに 1 つ加えて付与しますので、最大で 3 つ付与し当選確率を高めることとします。

この優遇される世帯については、ご記入いただいた「市営住宅入居申込書」の内容により、該当・非該当の判断をいたします。また、もし記入された内容に誤りがあり、優遇措置を受けられない世帯が優遇された場合や連続落選により優遇された世帯で連続落選したことが分かる通知書又は、補欠順位の通知書をお持ちでない場合は失格となりますので、「市営住宅入居申込書」の記入に際しては、間違いの無いように十分にご注意ください。

(抽せん優遇される世帯)

区 分		該 当 世 帯
世帯状況による優遇 (抽せん番号1つ追加 ※重複しても1つだけの追加となります)	障害者世帯	申込者又は同居する親族等が、次のいずれかに該当する世帯（単身住宅入居資格要件を満たすための該当と車イス対応住宅申込みは除く。） ア 1級～4級の身体障害者手帳等の交付を受けている イ 1級又は2級の精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けている ウ ④、A又はBの、療育手帳の交付を受けている
	高齢者世帯 (単身世帯は除く)	次に掲げるいずれかに該当する方のみと同居する、60歳以上の方の世帯（単身世帯と高齢者対応住宅及び、高齢者世話付住宅申込みは除く） ア 配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係にある者、その他婚姻の予約者を含む。）又はパートナーシップ関係の相手方 イ 18歳未満の親族等 ウ 60歳以上の親族等 エ 上記、障害者世帯にあるア～ウに該当する親族等
	母子、父子世帯	配偶者又はパートナーシップ関係の相手方のない方で、現に20歳未満の児童を扶養している世帯（別居、離婚調停中、又は婚約者や内縁関係、パートナーシップ関係の相手がいる方は該当しません）
	多子世帯	3人以上の18歳未満の者（胎児は除く）と同居する世帯
	生活保護等	生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付を含む。）の受給者を含む世帯（単身住宅入居資格要件を満たすための該当は除く。）
	戦傷病者世帯	戦傷病者手帳（障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで、又は同法別表第1号表ノ3の第1款症であるもの）の交付を受けている方を含む世帯（単身住宅入居資格要件を満たすための該当と車イス対応住宅申込みは除く。）
	引揚者世帯	新たに海外から引き揚げた者で、知事の指定を受けた世帯（日本上陸後5年以内で、引揚証明書の交付を受けている引揚者本人が申込み、又は同居する場合）（単身住宅入居資格要件を満たすための該当は除く。）
	被爆者世帯	被爆者健康手帳の交付を受けている方を含む世帯（単身住宅入居資格要件を満たすための該当は除く。）
	大家族世帯	申込者を含み、同居する親族等が5人以上である世帯（胎児は除く）
連続落選による優遇 (抽せん番号1つ追加)	ハンセン病療養所等に入所していた方がいる世帯	ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定する国内ハンセン病療養所又は国外ハンセン病療養所に入所していた方を含む世帯。（単身住宅入居資格要件を満たすための該当は除く。）
	連続落選世帯	令和4年12月、令和5年4月、8月、12月、令和6年4月 募集までの連続5回、同一世帯同一名義人でさいたま市市営住宅に入居申込みをし、入居することができない世帯。ただし、当選後の辞退等、自己の責めに帰すべき理由により入居できない世帯は除く。 (注) 連続落選したことが分かる通知書又は、補欠となったが入居できなかった際の補欠順位の通知書により入居することができなかったことが確認できない場合は、この優遇措置は受けられません。 また、この優遇を受けた方が審査において、通知書等の原本を持参できない場合は失格となります。

※世帯状況による優遇を受ける場合は、申込締切日時点でその状況にあること。

5 現在の住居の状況申立書兼同意書等の送付

(抽せんの結果、一次当選となった方のみ該当)

公開抽せんにより一次当選された方は「現在の住居の状況申立書兼同意書」・「申込者全員分の個人番号確認書類」及び「申込名義人の身元確認書類」を下記期日までに専用封筒（公社より後日送付）で、84円切手貼付の上、埼玉県住宅供給公社 市町村営住宅課まで送付して下さい。

提出により、後日開催する資格審査時に「令和6年度所得・課税（非課税）証明書（全部事項証明書）」・「障害者手帳の写し」及び「生活保護受給証明書」の提出を省略することができます。

※申込みの事実及び家賃決定のための確認となりますので、障害者手帳の交付及び生活保護受給について申込書に記載がなく、資格審査までに訂正等のご連絡がない場合には確認はしません。

※DV・虐待等の被害を受けて（被害を受けるおそれがある場合を含む。）避難されている方については、埼玉県住宅供給公社市町村営住宅課まで、ご連絡下さい。（マイナンバー制度では、DV・虐待等の被害を受けて避難されている方については、その所在地につながる情報（所在の都道府県名又は市町村名）を秘匿することが可能です。）

（現在の住居の状況申立書兼同意書等の提出期日）

令和6年10月1日（火）必着

※上記期日までに埼玉県住宅供給公社に到着した分のみが受付対象です。

※期日を過ぎての提出、もしくは提出いただいても書類に不備等があった場合は、「令和6年度所得・課税（非課税）証明書（全部事項証明書）」・「障害者手帳の写し」及び「生活保護受給証明書」の提出を省略することはできませんので資格審査当日までにご用意ください。

◎事前に送付いただく書類は以下の書類です。

(1) 現在の住居の状況申立書兼同意書（表面裏面）・・・抽せん結果とともに、一次当選された方へお送りします。表面及び裏面をご記入ください。

(2) 申込者全員分の個人番号（マイナンバー）確認書類

次の書類から1点を提出してください。（申込者全員分）

①個人番号（マイナンバー）カードの写し（表面・裏面）（有効期限内のもの）

②通知カードの写し

③個人番号（マイナンバー）が記載された世帯全員で続柄・本籍の記載がされた住民票

※個人番号が記載された住民票を提出いただいた場合、資格審査時の住民票の提出は省略できます。

ただし、親族等で同居している場合は、居住している他世帯全員の住民票は必要となります。

④住民票記載事項証明書

※②の通知カードの写しは、氏名、住所などに変更がない場合に限り、引き続きマイナンバーを証明する書類として使用することができます。

※③の住民票と、④住民票記載事項証明書は、(3)申込名義人の身元確認書類②の1点として兼ねることができます。

(3) 申込名義人の身元確認書類

身元確認のため、次の①または②の身元確認書類を提出してください。（有効期限内のもの）

①1点で身元確認ができる書類の例（顔写真がついている公的な書類等）

- ・個人番号（マイナンバー）カードの写し（裏面・表面）
- ・運転免許証の写し
- ・運転経歴証明書の写し
- ・旅券（パスポート）の写し
- ・障害者手帳の写し（写真付き）
- ・在留カードの写し
- ・特別永住者証明書の写し
- ・住基カードの写し（写真付き）

②2点で身元確認ができる書類の例（顔写真がついていない公的な書類等）

- ・介護保険被保険者証の写し
- ・後期高齢者医療受給者証の写し（被保険者等記号・番号等に黒塗りを施した写し）
- ・健康保険被保険者証の写し（被保険者等記号・番号等に黒塗りを施した写し）
- ・年金手帳の写し
- ・年金証書の写し
- ・基礎年金番号通知書の写し
- ・障害者手帳の写し（写真なし）
- ・生活保護受給者証の写し
- ・住民票の写し
- ・住民票記載事項証明書

※身元確認書類について不明な点がございましたら、埼玉県住宅供給公社 市町村営住宅課までお問い合わせください。

6 資格審査

(1) 資格審査の開催

公開抽せんにより一次当選された方は、下記のとおり資格審査を行います。次の(2)の書類を指定された期日までにご提出いただきますので、不足書類がないようにご注意のうえ、ご用意ください。なお、審査の詳細については、9月下旬頃一次当選された方全員に郵送にてお知らせします。

資格審査日程	令和6年10月上旬頃（予定）
資格審査会場	埼玉県住宅供給公社4階会議室 （場所については19ページをご覧ください。）

※状況に応じて資格審査を郵送で行うことがございますのでご了承願います。

(2) 資格審査に必要な書類

〔全員の方に提出していただく書類〕 ※本人だけでなく同居者の分も必要です。

必要な書類	注意点	主な発行先
世帯全員の住民票 ※申込者全員分の個人番号(マイナンバー)確認書類として、すでに世帯全員で続柄が記載された住民票を郵送された方は省略できます 詳しくは、15ページ(2)をご確認下さい。	※世帯全員で証明され、続柄が載っているもの ※世帯分離して同居している場合は、居住している他世帯全員の住民票	区役所区民課
世帯全員の保険証の写し (被保険者等記号・番号等に黒塗りを施した写し)	国保・社保・どちらかの保険証	—
令和6年度 所得・課税(非課税)証明書(全部事項証明書) ※10/1必着で、現在の住居の状況申立書兼同意書等を郵送された方は不要です。詳しくは15ページをご確認下さい。	令和6年度(令和5年分) ※義務教育を修了した同居予定者全員	北部市税事務所 南部市税事務所 市税の窓口
①令和5年度 市県民税納税証明書 ②令和5年度 所得・課税(非課税)証明書(一部事項証明書)	＜①か②のどちらかを全員分＞ ①課税者 ②非課税者 ※義務教育を修了した同居予定者全員分 ※生活保護受給者は不要です	北部市税事務所 南部市税事務所 市税の窓口
令和5年度 国民健康保険税納税証明書	※令和5年4月1日～令和6年3月31日まで の間に国保に加入していたことがある方	区役所 保険年金課
①賃貸契約書と重要事項説明書の写し ②固定資産評価証明書(建物) ③登記簿謄本(全部事項証明書)(建物)	＜①②③のどれか＞ ①民間住宅に住んでいる方 ※①は専有面積が記載されているもの ※①は賃貸契約期間が過ぎていないもの(賃貸借契約書全ページの写し) ②または③親族間の家に住んでいる方 ※②は所有者(共同名義含む)全てが記載されているもの ※契約書等がない場合は事前にご相談ください。	①お持ちの契約書 ②北部市税事務所 南部市税事務所 市税の窓口 ③法務局
現在の住居の状況申立書兼同意書 ※10/1必着で、郵送された方は不要です。	ご記入もれのないようによくご確認のうえ、ご提出ください。	1次当選された方へ 後日送付します

※公的書類の有効期限は、資格審査日を基準とし、発行から3ヶ月以内のものです（有効期限が過ぎた書類は受付できません）

※資格審査までに、不足書類がないよう必要な書類を揃えて提出してください。審査において、指定された期日までに提出できない場合は失格となります。

＜証明書を発行していただく関係各所のご担当者様＞

証明書の種類、年度はこちらの一覧に記載されている通りに発行していただくようお願いいたします。

※17ページ、18ページにも必要な書類があります。必ず確認してください。

〔各内容に該当する方に提出していただく書類〕 本人だけでなく同居者が該当する場合も必要です。

内 容	必要な書類	主な発行先
・単身の方＜①と②両方＞ ・満 18 歳以上で配偶者のいない方がいる世帯 ＜①のみ＞	①戸籍謄本（全部事項証明）、外国籍の方は独身証明書（※） ・配偶者の死亡等履歴が載っているもの、独身であることが分かるもの ②単身入居の入居資格認定のための申立書	①区役所区民課 ②1次当選された方へ後日送付します
障害者手帳をお持ちの方 ※ 10/1 必着で、現在の住居の状況申立書兼同意書等を郵送された方は不要です。詳しくは 15 ページをご確認下さい。	障害者手帳の写し	—
生活保護を受給している方 ※ 10/1 必着で、現在の住居の状況申立書兼同意書等を郵送された方は不要です。詳しくは 15 ページをご確認下さい。	生活保護受給証明書 ・受給証ではありません	区役所福祉課
母子・父子世帯	戸籍謄本（全部事項証明）、外国籍の方は独身証明書（※） ・子どもが別戸籍の場合は、 <u>子どもの戸籍謄本（全部事項証明）も必要です。</u>	区役所区民課
児童扶養手当を受給している方	直近の支払通知書の写し 手当額が記載されているもの	—
障害・遺族年金を受給している方	年金証書の写し または 直近の支払通知書の写し	—
・車イス住宅にお申込の方 ・公営住宅に居住しているが身体上の理由により下層階をお申込の方	医師の診断書（原本） ・車イスを常時使用しなければならない理由、下層階でなければならない理由等の記載があるもの	—
事実上婚姻関係が解消した世帯	＜①と②もしくは①と③のどちらか＞ ①戸籍謄本（全部事項証明）、外国籍の方は独身証明書（※） ②双方の住民票 ・住民票は 1 年以上別居が確認できること ③離婚調停中であることがわかる裁判所が発行する書類（3 ヶ月以内のもの）	①②区役所区民課
事実上婚姻関係・婚約関係にある方	＜①と②両方＞ ①それぞれの戸籍謄本（全部事項証明）、外国籍の方は独身証明書（※） ②事実上婚姻関係申立書 または 婚約申立書	①区役所区民課 ②1次当選された方へ後日送付します
パートナーシップ関係にある方	＜①と②両方＞ ①それぞれの戸籍謄本（全部事項証明）、外国籍の方は独身証明書（※） ②パートナーシップ宣誓書受領証（さいたま市が発行したもの）又はさいたま市とパートナーシップ宣誓制度に係る自治体間協定を結んだ自治体のパートナーシップ宣誓制度に係る証明書	①区役所区民課 ②さいたま市の男女共同参画推進センター又は左記の自治体間協定を結んだ自治体のパートナーシップ担当課
里子がいる世帯の方	児童委託証明書	児童相談所
令和 5 年 1 月 2 日以降に ①現在の職場に就職した方 ②自営業を開始した方	①給与支払証明書 ②事業所得等収支明細書 個人事業主含む	①② 1次当選された方へ後日送付します
令和 5 年 1 月 2 日以降に退職・廃業し無職の方	退職証明書・廃業届 または 雇用保険受給資格者証の写し	1次当選された方へ後日送付します または任意の書式
外国籍の方	①在留カードの写し（表裏） ②パスポートの写しなど入国日が分かるもの	—
市外から申込みした方	在職証明書 勤務先の代表者が証明したもの	1次当選された方へ後日送付します

内 容	必要な書類	主な発行先
ハンセン病療養所等に入居していた方	入居証明書（国立ハンセン病療養所等の長 または 厚生労働省健康局疾病対策課長が証明したもの）	—
令和 5 年 1 月以降に年金を受給し始めた方	年金証書の写し または 直近の支払通知書の写し	—
DV 被害者の方	保護証明書 または 保護決定書の写し ・保護または決定から 5 年以内	—
連続落選の方	令和 4 年 12 月、令和 5 年 4 月、8 月、12 月、令和 6 年 4 月募集の連続落選したことが分かる通知書 または 補欠順位書の写し（補欠となったが繰上げ当選しなかった場合含む）	—
直近 2 年間で補欠落選した方	補欠順位書の写し	—
中国残留邦人等の支援給付を受給している方	支援給付受給証明書 ・受給開始日が載っているもの	区役所福祉課

申込世帯の状況により、他の書類を提出していただく場合もございます。

※外国籍の方は、独身証明書（婚姻要件具備証明書）等の配偶者の死亡、離婚、未婚の確認ができる公的証明書と日本語訳が必要です。

(3) 入居予定者及び補欠者の決定通知書

審査の結果、入居予定者となられた方には、入居決定通知書を送付します。また、補欠の方には、補欠順位の通知を行います。

なお、入居資格のなかった方に対しても、その旨をお知らせします。

（入居予定者）

入居の際には、原則として 1 名の緊急連絡先となる方と敷金（家賃の 3 ヶ月分）が必要となります。

（補欠の方）

補欠と決定された方は、入居予定者のうち、入居辞退者あるいは失格者が出た場合に、補欠順位に従い入居していただくことになります。

- ◎ 補欠となられた方で、繰り上げの入居とならなかった方は、補欠順位の通知書を 2 年間保存してください。落選したことが分かる通知とさせていただきます。

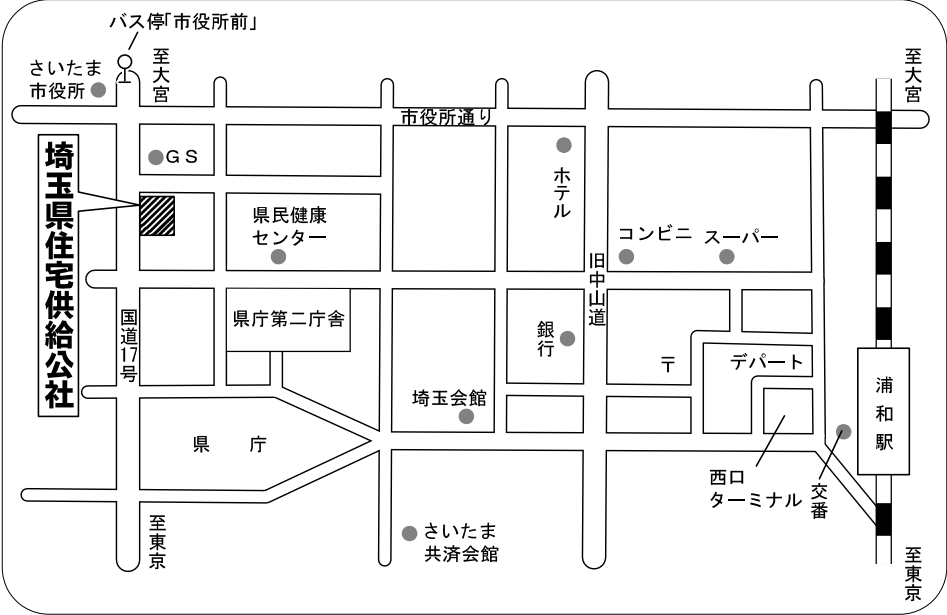
7 入居説明会

入居予定者と決定された方に対して、入居説明会を開催いたします。（入居予定者へ別途お知らせします。）入居説明会では、市営住宅に入居された後に行っていただく申請手続などについて説明いたしますので必ず出席してください。なお、この説明会を無断欠席されますと失格となりますので、出席できないときは埼玉県住宅供給公社 市町村営住宅課まで事前に連絡してください。

※その他注意事項

- 市営住宅の家賃のほかに、月々の共益費（各団地で額は異なります。）及び各自が使用する光熱水費がかかります。
- 団地内で犬や猫、小鳥等の動物の飼育はできません。
飼育していることが判明した場合、市営住宅から退去していただくことがあります。

8 抽せん会・資格審査会場案内図



(バス) JR浦和駅西口から「市役所前経由桜区役所行き」又は「市役所前・桜区役所経由太久保浄水場行き」乗車「市役所前」下車徒歩3分

個人情報利用目的等について

(1) 個人情報利用目的

- ① 市営住宅等の申込、入居、収納、修繕、退去等の業務
② 各種情報及び連絡事項のご連絡のご案内
③ 各種アンケートのお願い
④ 調査・統計資料の作成
⑤ その他住宅等の管理上必要な場合

(2) 個人情報提供の任意性

申込書や各種申請書等について、個人情報を含む所定の記入箇所の不備や添付書類を提出されない場合、失格や無効など、不利益が生じる場合がありますので、ご承知おきください。
なお、各種アンケートについては、個人情報の提供は任意です。

(3) 個人情報 の 第三者提供

当社は、「法令等に定めがある場合」、「個人の生命を守るため緊急かつやむを得ないと認められる場合」等を除き、個人情報を第三者に提供することはいたしません。

(4) 個人情報情報の預託

当社は、業務の執行上、個人情報保護の措置が講じられている業者（管理業者、修繕業者など）へ個人情報を預託する場合がありますので、ご承知おきください。

(5) 個人情報の利用目的の通知および開示等のお求めの手続き

当社は、本人又は本人から依頼された代理人からの個人情報の開示・訂正・利用停止等のお求めには対応しております。

なお、お求めの際は各種請求書を提出していただきます。

個人情報の取扱いに関するご相談、苦情窓口

個人情報問合わせ・相談窓口
TEL048-829-2863 FAX048-824-3786
メールアドレス privacy@saijk.or.jp

9 市営住宅募集一覧

(空 家)

一般住宅 ※単身者の方は申込みできません。

No.	住宅名	間取り ※注1	募集戸数	家賃(円) (予定)	竣工 年度	建物 階数	所在地	浴槽 ※注2	E V ※注3	P ※注3	交通機関	前回倍率 (倍)
1	峰岸住宅 A棟 ※注5	3DK (61.6㎡)	2 (3・4階)	25,500 ～ 50,000	H5	5階建	西区峰岸 68番地	有	無	無	JR川越線指扇駅から東武バス平方行き 10分、「峰岸団地」下車徒歩3分	0.5
2	植水住宅	3K (61.5㎡)	2 (2・3階)	24,300 ～ 47,700	S58	3階建	西区佐知川 1123番地1	有	無	無	JR大宮駅西口から西武バス指扇駅行き 17分、「市営住宅前」下車徒歩3分	1.0
3	今羽住宅	3K (43.3㎡)	1 (3階)	14,300 ～ 24,900	S47	5階建	北区今羽町 244番地2	有	無	無	埼玉新都市交通線吉野原駅徒歩5分	1.5
4	西本郷住宅 ① ※注4	2DK (50.9㎡)	2 (2・3階)	25,300 ～ 49,700	H11	11階建	北区本郷町 17番地1	有	有	有	JR宇都宮線土呂駅西口下車徒歩13分	13.5
5	本郷町住宅 ※注4	3DK (62.9㎡)	1 (5階)	31,500 ～ 61,900	H14	10階建	北区本郷町 971番地	有	有	有	埼玉新都市交通線東宮原駅徒歩10分	14.0
6	砂住宅	3K (54.1㎡)	1 (2階)	20,400 ～ 40,000	S54	4階建	見沼区東大宮 2丁目49番地8	有	無	無	JR宇都宮線東大宮駅西口徒歩9分	4.0
7	春岡住宅	3DK (63.3㎡)	2 (2階)	27,700 ～ 54,400	H2	5階建	見沼区小深作 262番地1	有	無	無	東武野田線七里駅徒歩14分	1.0
8	春野団地① ※注5	2DK (50.1㎡)	2 (2・3階)	25,400 ～ 50,100	H18 H19	7階建 10階建	見沼区春野 2丁目3番地1 他	有	有	有	JR宇都宮線東大宮駅から国際興業バス アーバンみらい行き15分「西三番街」下 車徒歩2分	1.5
9	関東住宅	2UDK (38.4㎡)	2 (1・3階)	10,600 ～ 20,900	S43	4階建	中央区上落合 3丁目13番地4号 他	有	無	無	JR埼京線北与野駅徒歩9分	6.0
10	宮前住宅	3DK (56.6㎡)	1 (3階)	20,800 ～ 41,000	S53	4階建	中央区桜丘 1丁目2番8号 他	有	無	無	JR埼京線与野本町駅徒歩14分	1.0
11	神田団地	3DK (52.2㎡)	2 (2・3階)	18,500 ～ 36,400	S51	5階建	桜区神田 517番地	有	無	無	JR京浜東北線北浦和駅西口から国際興 業バスさいたま新都心駅西口行き10分、 「天王前」下車徒歩4分	8.0
12	領家立野 団地	3DK (60.9㎡)	2 (3階)	23,800 ～ 46,700	S56	5階建	浦和区領家 7丁目20番16号	有	無	無	JR京浜東北線北浦和駅東口から国際興 業バス与野駅東口行き9分、「上木崎」下 車徒歩3分	5.0
13	領家大東 団地	3DK (61.7㎡)	2 (3階)	25,200 ～ 49,500	S60	4階建	浦和区大東 2丁目12番1号	有	無	無	JR京浜東北線北浦和駅東口から東武バ ス東新井団地行き10分、「皇山道」下車 徒歩7分	5.0
14	大谷口細野 団地①	3DK (62.7㎡)	1 (1階)	27,200 ～ 53,400	H1	4階建	南区大谷口 1176番地1他	有	無	有	JR浦和駅東口から国際興業バス南浦和 駅西口行き15分、「細野」下車徒歩7分	4.0
15	三室団地	3DK (56.6㎡)	1 (2階)	21,100 ～ 41,400	S54	3階建	緑区三室 197番地3	有	無	無	JR京浜東北線北浦和駅東口から東武バ ス東新井団地行き10分、「山崎」下車徒 歩7分	4.0
16	原山第二 団地	3DK (60.9㎡)	1 (3階)	25,900 ～ 46,500	S62	3階建	緑区原山 3丁目2番3号	有	無	無	JR浦和駅東口から国際興業バス南台行 き15分、「浦和パークハイツ」下車徒歩3 分	12.0
17	浮谷住宅 (B棟)① ※注5	2LDK (56.2㎡)	1 (2階)	26,900 ～ 52,900	R3	5階建	岩槻区浮谷 2042番地1	有	有	有	東武野田線岩槻駅東口から国際興業バ ス東川口駅行き9分、「浮谷」下車徒歩9 分	6.0

一般住宅(3人以上世帯) ※3人以上の世帯のみ申込みができます。

No.	住宅名	間取り ※注1	募集戸数	家賃(円) (予定)	竣工 年度	建物 階数	所在地	浴槽 ※注2	E V ※注3	P ※注3	交通機関	前回倍率 (倍)
18	大谷口細野 団地②	3DK (72.5㎡)	1 (4階)	34,700 ～ 68,100	H9	4階建	南区大谷口 1176番地1他	有	無	有	JR浦和駅東口から国際興業バス南浦和 駅西口行き15分、「細野」下車徒歩7分	2.0

単身住宅 ※2人以上の世帯は申込みできません。12ページをご確認ください。

No.	住宅名	間取り ※注1	募集戸数	家賃(円) (予定)	竣工 年度	建物 階数	所在地	浴槽 ※注2	E V ※注3	P ※注3	交通機関	前回倍率 (倍)
19	春野団地② ※注5	1LDK (40.4㎡)	2 (3・4階)	20,500 ～ 40,400	H19	10階建	見沼区春野 2丁目3番地1 他	有	有	有	JR宇都宮線東大宮駅から国際興業バス アーバンみらい行き15分「西三番街」下 車徒歩2分	41.5
20	浮谷住宅 (中層)② ※注5	2UDK (44.4㎡)	1 (3階)	13,000 ～ 25,500	S47	5階建	岩槻区浮谷 2042番地1	有	無	無	東武野田線岩槻駅東口から国際興業バス 東川口駅行き9分、「浮谷」下車徒歩9 分	6.0
21	浮谷住宅 (A棟)③ ※注5	1DK (38.3㎡)	2 (2階)	17,800 ～ 35,100	H26	5階建	岩槻区浮谷 2042番地1	有	有	有	東武野田線岩槻駅東口から国際興業バス 東川口駅行き9分、「浮谷」下車徒歩9 分	11.5

特殊一般住宅 ※単身者の方は申込みできません。

※人身等の事故があった住宅。家賃等は他の住宅と変わりません。

No.	住宅名	間取り ※注1	募集戸数	家賃(円) (予定)	竣工 年度	建物 階数	所在地	浴槽 ※注2	E V ※注3	P ※注3	交通機関	前回倍率 (倍)
22	西本郷住宅 ② ※注4	2DK (50.9㎡)	1 (5階)	25,300 ～ 49,700	H11	11階建	北区本郷町 17番地1	有	有	有	JR宇都宮線土呂駅西口下車徒歩13分	-
23	南浦和団地	2DK (51.4㎡)	1 (6階)	26,300 ～ 51,700	H15	7階建	南区南浦和 3丁目50番8号	有	有	有	JR南浦和駅東口徒歩10分	-

※注1 間取りの2UDKの「U」はユーティリティルーム(納戸などに使用できる多目的室)のことです。

※注2 すべての住宅に風呂釜と浴槽が設置してあります。

※注3 E Vはエレベーター、Pは駐車場の略です。駐車場の設置が無い団地で、車を所有している方はご自分で近くの民間駐車場を契約してください。なお駐車場が設置されている住宅でも、空区画が無い場合があります。

※注4 借り上げ市営住宅(西本郷町住宅)(本郷町団地)

西本郷住宅・本郷町団地は、さいたま市が、公営住宅法の規定に基づき下表の期間満了日まで独立行政法人都市再生機構から借上げ、入居者に転貸する借上げ市営住宅です。

借上げ期間満了後は住宅を明渡しいただきます。なお、明渡しにあたっては、原則として金銭の補償はいたしません。

また、借上げ住宅においては、月々の共益費を住宅の家賃とあわせて、さいたま市が徴収しており、現在の共益費額は下表のとおりです。

住宅名	借上げ期間満了日	共益費額
西本郷住宅	令和11年3月31日	4,100円
本郷町団地	令和15年3月31日	3,700円

※注5 浮谷住宅、春野団地、峰岸住宅の共益費は市が徴収しています。

(共益費の額は毎年度変わる可能性があります)

住宅名	浮谷住宅中層棟	浮谷住宅A棟	浮谷住宅B棟	春野団地	峰岸住宅A棟	峰岸住宅BCD棟
共益費額	3,630円	5,270円	4,960円	1,630円	2,880円	2,550円

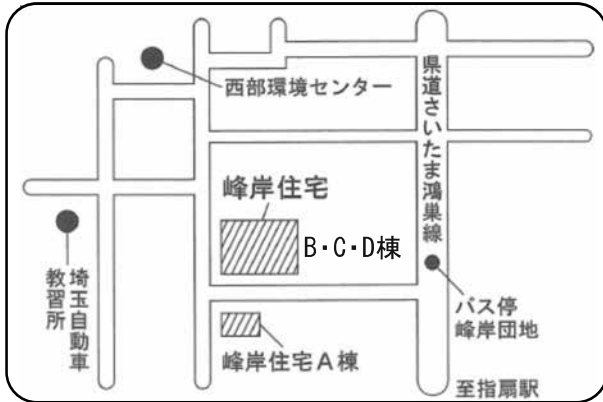
注意事項

- ・申込みにあたっては、現地及び周辺環境を事前にご確認のうえ、申込み団地を選定してください。
- ・一部住宅を除き、市営住宅にはインターネット接続の環境が整備されておりません。
- ・照明・エアコン・ガスレンジ等の設備はありません。入居者の負担で設置してください。
- ・さいたま市では、洪水による被害の発生に備え、国・埼玉県が管理する河川について、水防法の規定に基づき、洪水ハザードマップを作成しています。また、さいたま市内水ハザードマップも作成していますので、申込前にご確認ください。

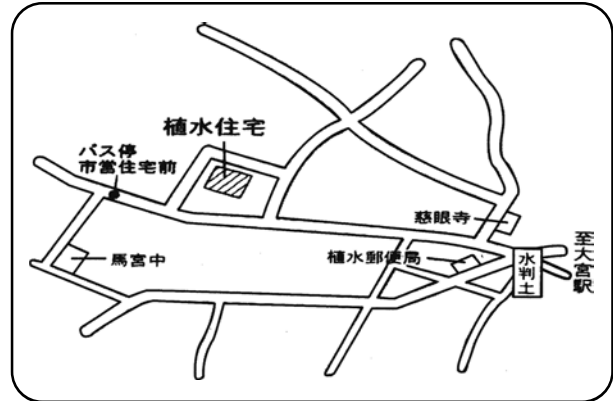
<https://www.city.saitama.jp/001/011/015/002/003/index.html>

募集市営住宅案内図

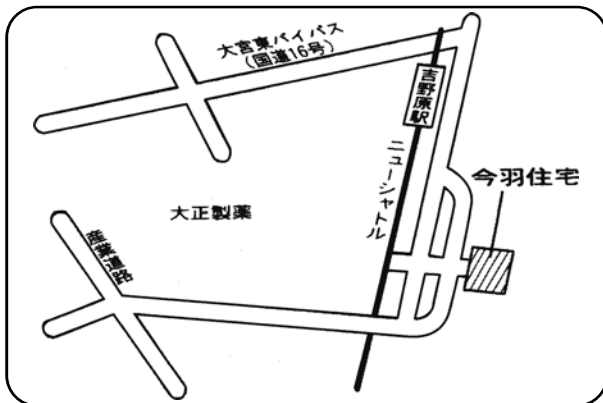
○峰岸（みねぎし）住宅



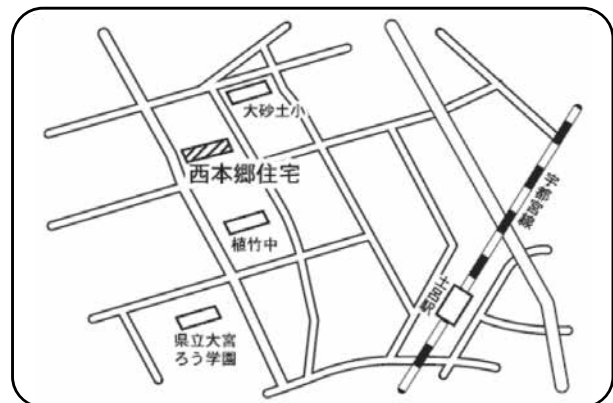
○植水（うেমいず）住宅



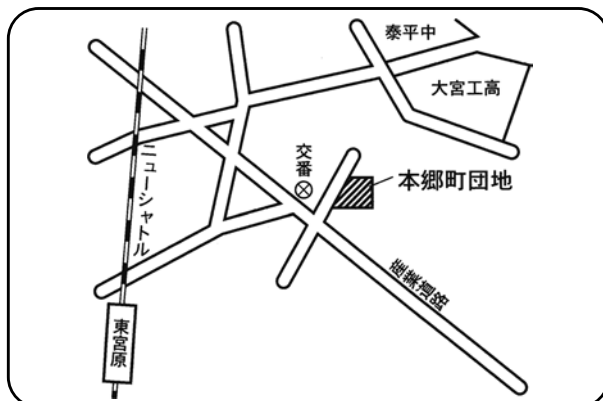
○今羽（こんば）住宅



○西本郷（にしほんごう）住宅



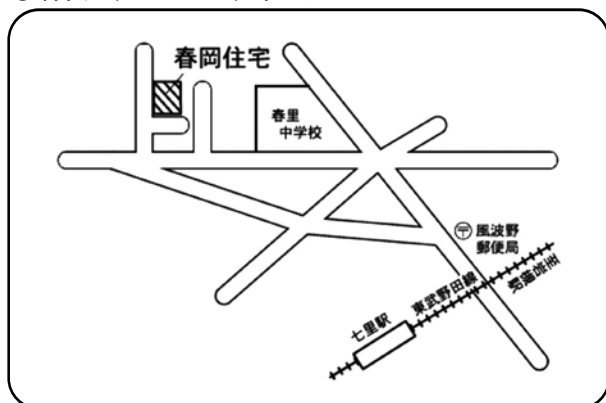
○本郷町（ほんごうちょう）団地



○砂（すな）住宅



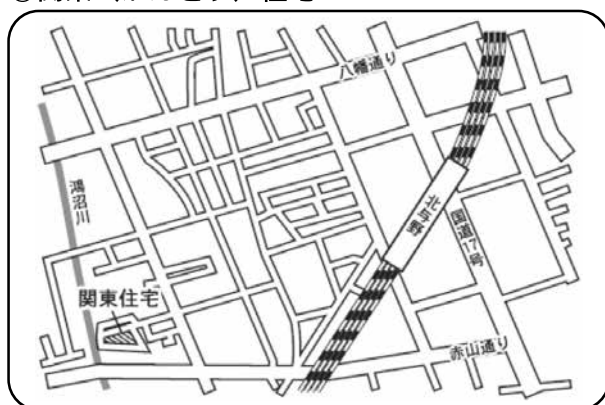
○春岡（はるおか）住宅



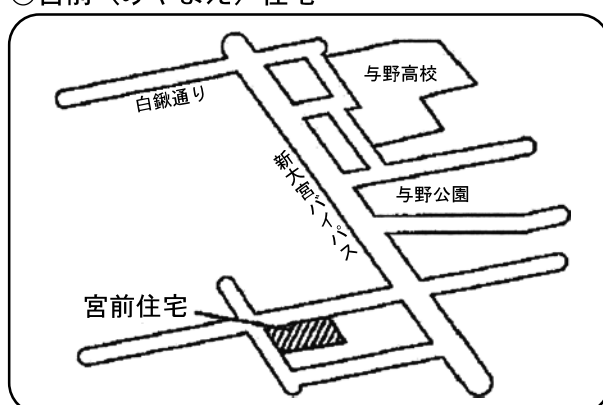
○春野（はるの）団地



○関東（かんとう）住宅



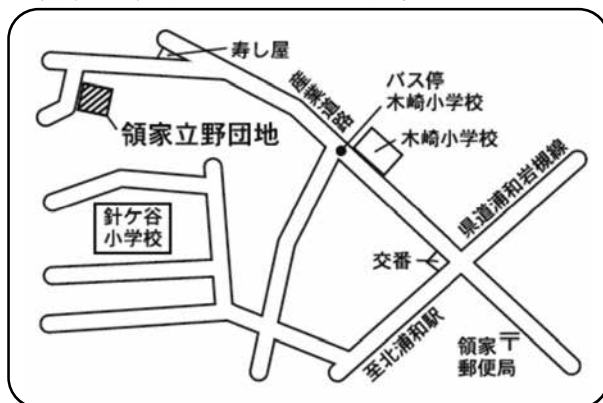
○宮前（みやまえ）住宅



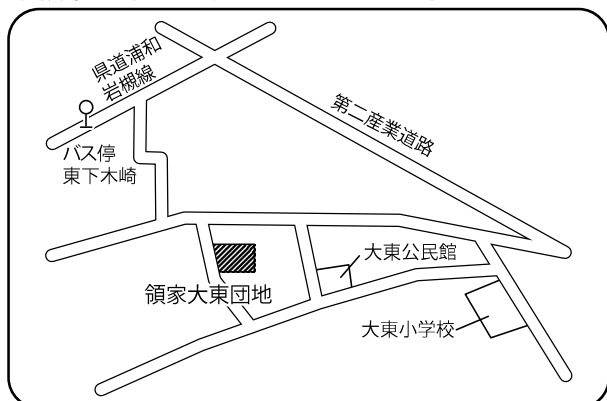
○神田（じんて）団地



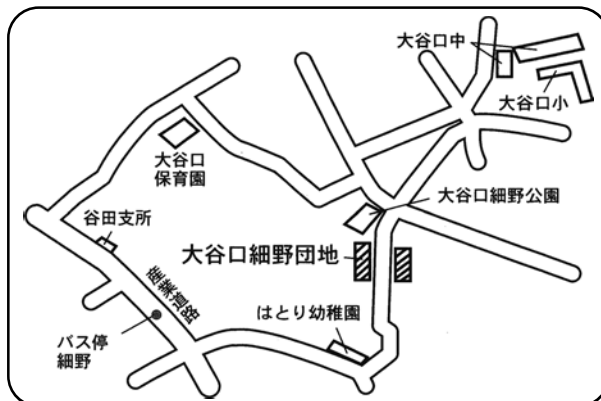
○領家立野（りょうけたての）団地



○領家大東（りょうけだいとう）団地



○大谷口細野（おおやぐちほその）団地



○南浦和（みなみうらわ）団地



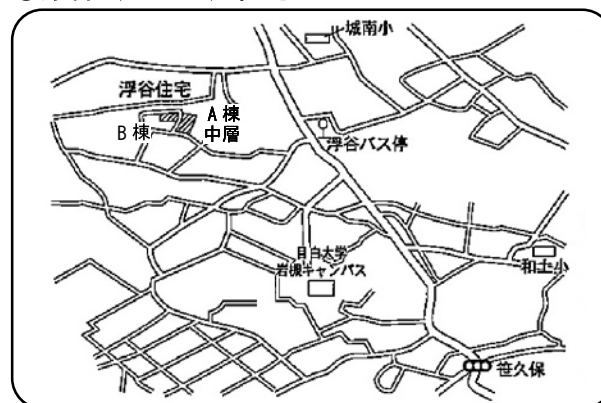
○三室（みむろ）団地



○原山第二（はらやまだいに）団地



○浮谷（うきや）住宅



★ 住宅困窮度判定基準について

本市では公営住宅法第25条及びさいたま市市営住宅条例第10条第1項に基づき、申込者の住宅困窮度を判定し入居予定世帯の選考を行っています。具体的には、公開抽選により一次当選された入居予定世帯について真に住宅に困窮しているかどうかの判定を住宅困窮度判定基準配点表により、入居予定世帯別に該当する各基準項目の点数を加点し、入居順位を定め選考判定の基準としています。

判定基準についてのお問い合わせは、さいたま市住宅政策課（048-829-1521）へ。

なお、判定内容に該当するかどうかについては、入居者を選考する段階で判定するものであり、申込時点ではお答えしていません。

住宅困窮度判定基準配点表

分類	調査項目	判 定 内 容	評 点
環 境	住居の状況	物置、倉庫等、居住用の建物ではないところ、又は老朽化の著しい住宅に居住している	8
		鉄道や幹線道路に面しており、騒音・振動が激しい	2
居 住 状 況	世帯分離	やむを得ない理由で、配偶者又は子と別居している	6
		間借り等、他の世帯と6ヶ月以上同居しており苦痛を感じている（親族間を除く）	2
	設 備	台所を共同使用している	4
		便所を共同使用している	4
		浴室が無い	6
	家賃負担率	家賃の負担率が60%以上	9
		家賃の負担率が55%以上60%未満	8
		家賃の負担率が50%以上55%未満	7
		家賃の負担率が45%以上50%未満	6
		家賃の負担率が40%以上45%未満	5
		家賃の負担率が35%以上40%未満	4
		家賃の負担率が30%以上35%未満	3
		家賃の負担率が20%以上30%未満	2
		家賃の負担率が10%以上20%未満	1
	居住密度	最低居住面積水準の40%以下	8
		最低居住面積水準の40%を超え50%以下	7
		最低居住面積水準の50%を超え60%以下	6
		最低居住面積水準の60%を超え70%以下	5
		最低居住面積水準の70%を超え80%以下	4
		最低居住面積水準の80%を超え90%以下	3
		最低居住面積水準の90%を超え100%未満	2
	立退き要求	建替え又は老朽化による取壊しのため立退きを求められている 住宅等の売却を理由に立退きを求められている	8
		その他、使用申込者の責めによらない理由で明渡しを求められている	6

分類	調査項目	判 定 内 容	評 点
弱者世帯	心身障害者	障害者手帳１．２級、療育手帳Ａ、精神障害者手帳１級	８
		障害者手帳３．４級、療育手帳Ｂ、精神障害者手帳２・３級	６
	老人世帯	名義人が６０歳以上で、次に該当する者のみと同居する世帯 ア、１８歳未満の親族 イ、６０歳以上の配偶者・親族	６
	老人扶養世帯	老人世帯に該当しないが、同居者に６０歳以上の者がいる世帯	２
	ひとり親世帯	配偶者のいない者で、現に２０歳未満の児童を扶養している者	６
	子育て世帯	１８歳未満の子が１人いる世帯	２
		１８歳未満の子が２人いる世帯	４
		１８歳未満の子が３人以上いる世帯	６
	その他	引揚者世帯、ハンセン病療養所入所者、原子爆弾被爆者等、多家族、 ＤＶ被害者世帯、犯罪被害者世帯、中国残留邦人等世帯	２
収入状況	政令月収	０～４０，０００円	６
		４０，００１円～８０，０００円	５
		８０，００１円～１０４，０００円	４
		１０４，００１円～１２３，０００円	３
		１２３，００１円～１３９，０００円	２
		１３９，００１円～１５８，０００円	１
その他	居住月数	市内に居住している月数が１２０ヶ月以上である	６
		市内に居住している月数が８４ヶ月以上１２０ヶ月未満である	５
		市内に居住している月数が６０ヶ月以上８４ヶ月未満である	４
		市内に居住している月数が３６ヶ月以上６０ヶ月未満である	３
		市内に居住している月数が１２ヶ月以上３６ヶ月未満である	２
		市内に居住している月数が１２ヶ月未満	１
	連続落選	連続５回以上、落選している	１
	補欠から落選した世帯	直近６回募集のうち補欠になったが落選した回数が１回	１
		直近６回募集のうち補欠になったが落選した回数が２回	２
		直近６回募集のうち補欠になったが落選した回数が３回	３
車椅子対応及び高齢者対応住宅	敷地内通路	道路から建物出入口までの間に、通路の支障となる段差があるか（スロープ及び手摺りがある場合は除く）、設置されている通路の幅が１.２ｍ未満である。	２
	出入り口	建物の出入り口に通行の支障となる段差があるか（スロープ及び手摺りがある場合は除く）出入口の幅が０.８ｍ未満である。	２
	廊 下	廊下に通行の支障となる段差があるか（スロープ及び手摺りがある場合は除く）、廊下の幅が１.２ｍ未満である。	２
	階 段	階段及び踊場に手摺りがないか、回り段になっている。	２
	居室の出入り口	住戸への出入り口の幅が０.８ｍ未満であるか、内部の床に通行の支障となる段差がある。	２

オンライン市役所さいたま（電子申請・届出サービス）について



自宅や職場などのパソコンやスマートフォンからインターネットを利用して、申請・届出をすることができるサービスです。

右上の QR コードを読み取るか、URL (https://apply.e-tumo.jp/city-saitama-u/offer/offerList_detail?tempSeq=74845) を直接入力してご利用ください。

1. 利用方法

手続き名が「さいたま市市営住宅入居者募集の申込」であることを確認してください

(1) さいたま市の事務手続き等で電子申請・届出サービスを利用したことがある方

利用者 ID・パスワードを入力し、手続きを進めてください

(2) 初めて本サービスを利用される方

「利用者登録される方はこちら」をクリックして、案内に従って利用者登録を行ってください。利用者登録が完了するとトップ画面に戻りますので、改めて手続き名称のキーワード検索から本手続きにお進みください。

2. 入力について

- (1) 利用規約に同意後、申込及び入居にあたっての注意事項を確認し、画面上の各項目に従って入力を行ってください ※必須マークのついた項目は必ず入力してください
- (2) 必要な項目を入力後、手続き申込ページの最後の「個人情報の利用目的等について」のチェックボックスにチェックをして、「確認へ進む」をクリックします
- (3) 申込確認画面で、入力内容に誤りがないか確認してから、画面下「申込む」をクリックします
- (4) 申込完了画面が出ましたら、入力終了です

3. お問い合わせ先

- ・電子申請・届出サービスの操作方法…さいたま市 住宅政策課（電話 048-829-1521）
- ・申込内容に関する不明事項…埼玉県住宅供給公社 市町村営住宅課（電話 048-829-2878）

問い合わせ先

受付時間 午前8:30～午後5:15

埼玉県住宅供給公社 市町村営住宅課

〒330-8516

さいたま市浦和区仲町3丁目12番10号

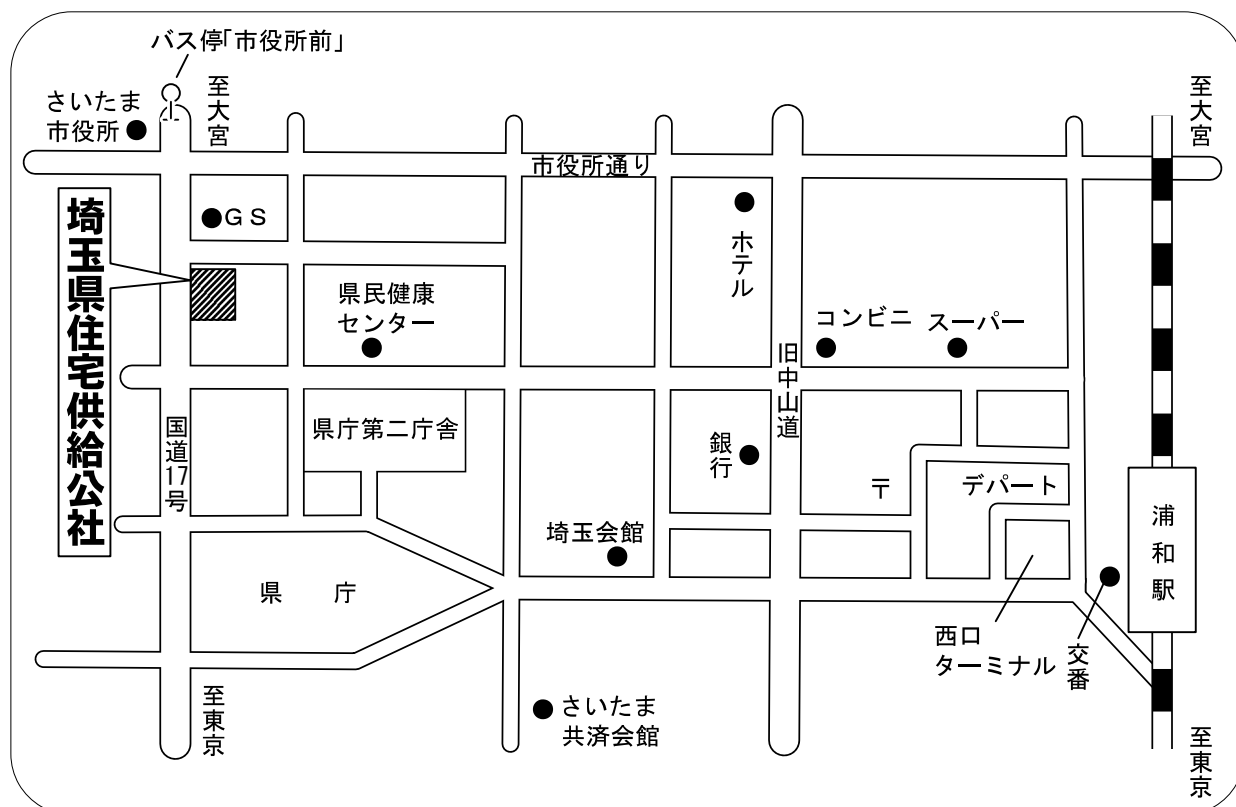
TEL 048-829-2878

FAX 048-825-1822

※電話番号のかけ違いにご注意ください。

※土・日・祝日は、休業日です。

案内図



(交通) JR浦和駅西口より徒歩15分

(バス) JR浦和駅西口から「市役所前経由桜区役所行き」又は「市役所前・桜区役所経由大久保浄水場行き」乗車「市役所前」下車徒歩3分